

臨時報告第10号様式

名刑発第2481号

平成22年11月25日

矯正局長

殿

名古屋矯正管区長

名古屋刑務所長

(自殺) 事故報告 (追報告)

平成22年11月8日(月)午前3時9分ころ、当所

単独室において、受刑者 (以下「事故者」という。) が、

事
故
の
概
況

ところを勤務職員が発見し、直ちに非常ベル通報した。

同時16分ころ、事故者を医務部に搬送し、心臓マッサージ、気道確保、AEDによる蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。
同時42分、救急車が到着し、午前4時、に事故者を搬送した。同病院において事故者に対し、心臓マッサージ等の処置を実施したものの、同病院医師によって同時13分、死亡確認がなされた。

事	1	発 生 年 月 日	平成22年11月8日
故	2	発 見 時 刻	午前3時9分(発見時刻)
の	3	場 所	名古屋刑務所
状	4	方 法	
況	5	經 緯	(1) (2) (3) 平成22年11月8日、事故当日は、当所 においてであった。 (4) 同日午前2時49分、勤務職員は、事故者が



事 故 の 状 況	<p>██████████を確認した。その際、異状は認められなかった。</p> <p>(5) 同3時9分ころ、事故者が██████████ところを勤務職員が発見し、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>(6) 同時16分ころ、事故者を医務部に搬送し、心臓マッサージ、気道確保、AEDによる蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。</p> <p>(7) 同時42分、救急車が到着し、午前4時、██████████に事故者を搬送した。</p> <p>同病院において事故者に対し、心臓マッサージ等の処置を実施したものの、同病院医師によって同時13分、死亡確認がなされた。</p>	
	6 使　用　器　具	該当事項なし
	7 逮　捕　制　圧　等　の　状　況	該当事項なし
	8 事　故　に　よ　る　犯　罪	該当事項なし
	9 そ　の　他	該当事項なし
	1 事　故　者　の　種　別	自殺事故者
	2 身　　分	██████████受刑者
	3 氏　　名	██████████
	4 生　年　月　日	██████████
	5 罪　名　又　は　事　件　名	██████████
事 故 者	6 刑　名　・　刑　期	██████████
	7 刑の起算日又は入所日	██████████
	8 刑　の　終　了　日	██████████
	9 犯　　数	██████████
	10 制限区分及び優遇区分	██████████

事 故 者	11 所内における行状	
	12 本 籍	
	13 住 所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 そ の 他	該当事項なし
職 員 の 状 況	1 配 置 及 び 勤 務 状 況	当所夜勤第4班が勤務に当たっており、事故発生居室棟においては、█████の職員を配置していた。巡回警備システムに記録された巡回記録を検証したが、勤務者は定められた巡回時間（15分に1回）をおおむね守って勤務しており、勤務け怠は認められなかった。
	2 監 督 方 法	監督当直者、副監督当直者、夜勤班長及び副班長が監督業務に従事していた。
	3 職 責 处 理 の 状 況	職員の勤務け怠は認められず、該当なし。
事 態 収 拾 の 措 置	1 職 員 の 非 常 招 集	該当事項なし
	2 非常配置箇所数、時間及 び人員	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動の有 無、出動した場合には、そ の活動状況	該当事項なし
	4 警 察 官 署 へ の 依 頼	該当事項なし

事 故 の 原 因 ・ 動 機	1 事 故 者 の 動 機	遺書等ではなく、動機は不明である。
	2 施 設 側 の 欠 陷	特に認められない。
事故者に 対する措置	1 懲 罰	該当なし
	2 事 件 送 致	該当なし
改 善 事 項	1 改 善 し た 事 項	被収容者についても、自殺自傷の危険性が常にあることを念頭に置き勤務するよう、指示を徹底した。
	2 改 善 す べき 事 項	突発的な事案であるが、今後とも被収容者的心情把握及び綿密な動静観察の徹底に努める必要がある。
その他の参考事項	1	平成22年11月8日午後2時13分、名古屋地方検察庁から [REDACTED] 旨の連絡があつた。 2 [REDACTED]